

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その3）

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けることができる場合の、新旧制度の納税猶予税額などについて以下の前提条件で確認してみます。

<設例> 自社株と現預金の贈与（贈与税の納税猶予）

【前提条件】

1. 推定被相続人 父（A社代表取締役）
2. 長男（後継者）への贈与財産 A社株式（発行済株式のすべてを所有）3億円と現預金1,000万円
3. 相続時精算課税による贈与税の納税猶予の適用を受けることとする
4. 贈与税の納税猶予税額の計算

従来の制度		新制度	
贈与税額	(31,000万円-2,500万円) × 20% = 5,700万円	贈与税額	(31,000万円-2,500万円) × 20% = 5,700万円
納税猶予税額	(30,000万円 × 2/3 - 2,500万円) × 20% = 3,500万円	納税猶予税額	(30,000万円 - 2,500万円) × 20% = 5,500万円
納付税額	5,700万円 - 3,500万円 = 2,200万円	納付税額	5,700万円 - 5,500万円 = 200万円

<設例> 相続税の納税猶予

【前提条件】

1. 被相続人 父（A社代表取締役）
2. 相続人 長男（後継者）、長女
3. 父の相続財産と遺産分割
 A社株式（特例適用株式・発行済株式のすべてを所有） 4億円（長男が相続）
 その他の財産 4億円（長女が相続）
4. 相続税の納税猶予税額の計算

従来の制度			新制度		
(単位：万円)			(単位：万円)		
	長男	長女		長男	長女
A社株式	40,000	—	A社株式	40,000	—
その他の財産	—	40,000	その他の財産	—	40,000
課税価格	40,000	40,000	課税価格	40,000	40,000
相続税の総額	29,500		相続税の総額	29,500	
各人の算出税額	14,750	14,750	各人の算出税額	14,750	14,750
株式等納税猶予税額	(注) △7,591	—	株式等納税猶予税額	(注) △14,750	—
納付税額	7,159	14,750	納付税額	0	14,750

(注) 長男の納税猶予税額

- A社株式（議決権の2/3まで）だけを相続したものと仮定した相続税額
 $(40,000万円 \times 2/3 + 40,000万円) - 4,200万円 = 62,467万円$
 長男の税額 $22,833万円 \times 26,667万円 / 66,667万円 = 9,133万円$
- A社株式（議決権の2/3まで）の20%に相当する金額を相続したものと仮定した相続税額
 $(40,000万円 \times 2/3 \times 0.2 + 40,000万円) - 4,200万円 = 41,133万円$
 長男の税額 $13,110万円 \times 5,333万円 / 45,333万円 = 1,542万円$
- 納税猶予税額 $9,133万円 - 1,542万円 = 7,591万円$

(注) 長男の納税猶予税額

- A社株式（全株）だけを相続したものと仮定した相続税額
 $(40,000万円 + 40,000万円) - 4,200万円 = 75,800万円$
 長男の税額 $29,500万円 \times 40,000万円 / 80,000万円 = 14,750万円$
- 納税猶予税額（納税猶予割合100%） 14,750万円